

## 法人事業税・都民税・事業所税の申告書の提出方法について

港都税事務所では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口の混雑緩和に努めておりますが、現在、納税証明書の取得等に来所される方で窓口が混雑しております。

5月25日から6月1日は、法人事業税・都民税及び事業所税の申告等により、更なる混雑が予想されます。申告は、郵送または電子申告（eLTAx）を積極的にご利用くださいますようお願いいたします。

### 窓口以外の受付方法

#### ● 郵送

主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所に郵送して下さい。

※受付印を押印した控の返送を希望される場合は、控とともに切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

◇主たる事務所等が港区にある法人◇

〒106-8560 港区麻布台 3-5-6 港都税事務所

#### ● 電子申告（eLTAx）

詳細はeLTAxホームページをご確認下さい。

<https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索



### 新型コロナウイルス感染症の影響により 期限までに申告等を行うことが困難な場合の手続き

新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の延長が認められます。

#### ● 法人事業税・法人都民税

詳細は主税局ホームページをご確認下さい。

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new\\_virus\\_hojin.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_hojin.html)

#### ● 事業所税（23区内）

詳細は主税局ホームページをご確認下さい。

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new\\_virus\\_jigyo.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_jigyo.html)

【問合せ先】 港都税事務所（〒106-8560 港区麻布台 3-5-6）

- |                 |                 |                |
|-----------------|-----------------|----------------|
| ・ 法人事業税・都民税について | 法人事業税課 法人事業税第二班 | 03 (5549) 3807 |
| ・ 事業所税について      | 事業税課 事業所税第一班    | 03 (5549) 6321 |
|                 | 事業税課 事業所税第二班    | 03 (5549) 6322 |